

令和7年度第2回市民会議での意見に対する市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>資料2の3ページ(4)「性質別負担割合の設定」の施設コストを整理し、公共性と市場性に依じて負担の割合を調整することに対して非常に有効であると感じた。</p> <p>一方で、公平性と市場性の線引きは利用者の立場によって受け止め方が異なるを考える。特にスポーツ施設や文化施設のように一定の公平性があり市場性も高い施設は、0%、50%、100%という区分ではなく、段階的な負担割合を調整する必要があるのではないか。</p>	<p>指針では、「必要性」と「市場性」の2つの性質と、施設ごとのサービスの性質を考慮し、4つの区分を基本として負担割合を設定していますが、各施設の使用料を算定する際には、施設の設置目的や機能、利用対象者、類似施設との比較などにより、個別に負担割合を設定する場合もあると考えています。</p>
2	<p>資料2の2ページ(1)「対象とする施設」の表で、本指針で施設使用料の設定の対象外としている保育所、幼稚園は、(使用料を徴収できない区分の)学校と同じ分類にあてはまるのではないかと。</p>	<p>公立の小、中学校は学校教育法により「授業料を徴収することができない」と定められています。これに対し、本市の保育所や幼稚園の保育料・入園料は、国が定める基準額に基づき算定しているため、「制度上の算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設」に区分しております。</p> <p>なお、国や県、市の施策として「幼児教育・保育の無償化」が実施されており、保育所については一部所得基準があるものの、保育所や幼稚園の利用料等は無償となっています。</p>

No.	意見	市の考え方
3	<p>資料2の3ページ(5)「使用料の算定」のアの⑦「1㎡あたりの時間原価」は決まっているのか。今までコミュニティセンターを運営している指定管理者が、1㎡あたりいくらといったような計算はしたことがない。</p>	<p>1㎡あたりの時間単価は市が積算しますので、コミュニティセンターの指定管理者が積算するものではありません。例えば、使用料の算定にあたり、コミュニティセンターの会議室1室あたりの原価を算出する際に、1㎡あたりの時間単価を計算します。</p>
4	<p>資料2の5ページ(2)「統一的な考え方」のイ「手数料」の④「法令等の規定により無料で取り扱うこととされている場合は免除」とは具体的にはどういう場合なのか。</p>	<p>会議では法務局へ登記簿謄本の公用請求などを具体例として回答させていただきましたが、他の具体例でいうと、「徳島市手数料条例」において、市長が特別の事由があると認めるときは手数料を減免できると定めており、それにより、年金受給者の現況届に必要な「住民票記載事項証明書」や、出産育児一時金の請求に必要な「戸籍記載事項証明書」などの発行手数料を無料としています。</p> <p>また、使用料の免除の考え方については、市が主催する事業（選挙事務等）を行うため、コミュニティセンターの会議室等を借りる場合は、指定管理者と協議のうえ予約し、使用料は無料としております。</p>
5	<p>改定前後の使用料、手数料、各項目の一覧表はあるのか。</p> <p>また、方針に沿って改定した場合、年間いくらくらい、徳島市の収入が増えるか計算はできているのか。そういった資料を今後作っていく予定はあるのか。</p> <p>現行の数字(金額)がないので、イメージが湧きづらい。</p>	<p>現時点では、あくまで使用料等を改定する前の指針をお示ししたものですので、今回の改定によって市の収入がいくら増加するのか、お示しする資料はありません。</p> <p>今後、指針を基に各施設の使用料や手数料を算定しますので、改定前後の比較をすることができるようになります。</p>

No.	意見	市の考え方
5	<p>資料2の5ページ(4)「その他の取扱い」のア「手数料の有料化」とは、例えば何があるのか。</p>	<p>農業委員会が無料で発行している耕作の証明などがございます。他都市ではすでに手数料を徴収しているところもありますが、本市では、件数が少ないということもあり、費用対効果を鑑みて、今までは手数料の徴収を行っていなかったのではないかと考えております。</p> <p>今後、検証を行った結果、徴収に係る費用が手数料収入を大きく上回る場合は引き続き手数料の有料化は行わないということもありません。</p>
6	<p>資料2の2ページの表にある「自動販売機等設置使用料」とは何か。</p> <p>個人の場合であれば、自動販売機の電気代は個人が負担し、自動販売機の売り上げの20～25%を設置業者から収入として受け取る。使用料が一定額だと、市が損をしているのではないかと。</p>	<p>市役所では、市の施設に自動販売機を設置しております。自動販売機設置業者には、施設の本来の使用目的以外での使用ということで、自動販売機設置に対し、1台あたり定額で目的外使用料をいただいております。</p> <p>使用料の損得に関しましては、本庁舎では災害時、自動販売機の商品を全て無料で提供していただけることになっております。</p>
7	<p>婦人会が活動するために利用しているコミュニティセンターの使用料や会議室のエアコン代が高額である。地域のために活動しているのに、どうにかしてほしい。</p>	<p>今後、各担当課が指針をベースに使用料を算定する際には、近隣の施設の他、社会的な影響などを総合的に判断して最終的に決定していくことになります。</p>

No.	意見	市の考え方
8	<p>資料2の3ページ(5)「使用料の算定」には、地価のファクター(要素)は入っているのか。</p>	<p>完全な民間施設というわけではなく、税金を皆様からいただいた中でのという経緯がございますので、計算式に地価のファクター(要素)は含まれておりません。</p> <p>ただ、修繕費などのランニングコストについては、施設を利用される方に負担していただくという基本的な考えはございます。</p>
9	<p>算定の頻度はどのくらいか。毎月算定できるシステムを作ると良いと思う。</p>	<p>参考にさせていただきます。</p>
10	<p>資料2の3ページの「受益者による負担割合」の表について、市場性と必要性という考え方で区分しているが、公共性という軸もある。軸が3つあるが、どのように表を見ればよいのか。</p>	<p>区分Ⅰの公共性が一番高く、区分Ⅳの公共性が一番低い、という見方になります。区分ⅡとⅢにつきましては、中間的である、と捉えていただければと思います。</p>
11	<p>資料2の3ページの「受益者による負担割合」の表について、政策や事業が、どの区分に該当するのかについては、それぞれの担当課が判断するのか。もしくはどこかの課が取りまとめて判断するのか。</p> <p>算定していくとなると、何らかの基準が必要となり、基準が非常に重要となる。どのように考えているのか教えていただきたい。</p>	<p>財政課で、市長・副市長の判断を仰ぎながら改定案を取りまとめることとなります。利用者負担の割合についても、0%、50%、100%だけではなく、75%など、柔軟に対応していこうと思います。</p>

No.	意見	市の考え方
12	<p>資料2の1ページ2「受益者負担の基本的な考え方」の(3)「徹底したコストの削減」のコストは、市民にのみ負担をかけるのではなく、行政側が努力するという意味での「コストの削減」と分かる。しかし、同じ資料2の2、3ページのコストは、原価という意味で使用されている。そのため、指定管理料にかかる原価を安くして、安上がりの下請け化を進める、といったメッセージに受け取られかねないので、「コスト」の表記を区別してはどうか。</p>	<p>コストの表現については変えさせていただきます。</p>
13	<p>指針が決まると、指針の計算式どおりに使用料、手数料は決まるのか。それとも、出てきた金額に対して、今後、市民会議の委員が意見を述べる機会はあるのか。</p> <p>現在の手数料と変更後の手数料を具体的に比較できれば、高い・安いといった意見を述べるができるが、計算式のみ提示では、市民として意見を述べるのが困難である。</p>	<p>今回の市民会議の中で、委員の皆さんのご意見を伺い、指針を策定していく、ということで、ご理解をいただければと考えております。</p> <p>今回の市民会議におきまして、委員の皆さまのご意見を伺い、指針を策定いたします。</p> <p>なお、手数料・使用料につきましては、条例で決まっております。</p> <p>指針策定後は、手数料・使用料を所管しております各部局におきまして、金額の改定に向けて検討を行います。その際、策定した指針や近隣市町村の金額等を考慮し、最終案を確定いたします。</p>